

議案第 6 1 号

前橋市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の改正について

平成 2 9 年 6 月 1 4 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

前橋市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例(平成 1 4 年前橋市条例第 3 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条第 2 号を削り、同条第 3 号中「、母子技能習得室」を削り、同号を同条第 2 号とし、同条中第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

第 5 条第 1 項中「前条第 4 号」を「前条第 3 号」に、「第 3 条第 1 号から第 6 号まで」を「第 3 条第 1 号から第 5 号まで」に、「同条第 5 号」を「前条第 4 号」に改める。

第 8 条の見出しを「(使用料の納付)」に改める。

第 1 4 条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第 1 4 条 会館の管理は、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条(第 1 号を除く。)に規定する事業に関する業務
- (2) 会館の施設等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、会館を適正に市民の利用に供しなければならない。

4 指定管理者は、会館を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、前橋市個人情報保護条例(平成 9 年前橋市条例第 4 6 号)の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

5 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第 5 条から第 7 条

まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。